

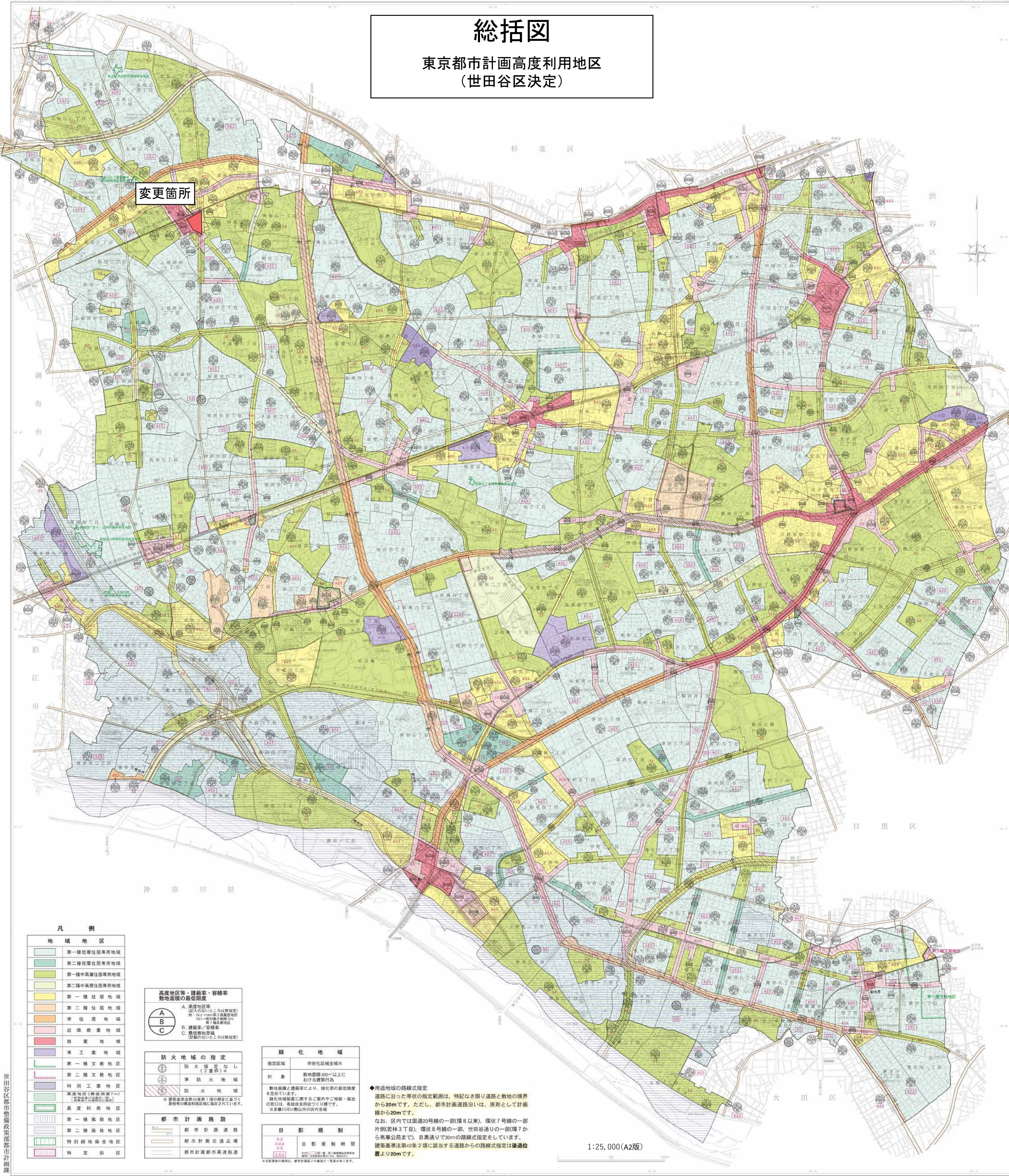
図部に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和 7 年 3 月末日現在

総括図

東京都市計画高度利用地区
(世田谷区決定)

変更箇所



世田谷区都市整備政策部都市計画課

凡 例	
地 域 地 区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度利用地区 【用途地区(高度利用地区)】
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等、建蔽率・容積率 敷地面積の最高限度	
	A. 高度地区等 (正入のないところは無指定) 例 150m ² 以上の敷地面積 300m ² 以上の敷地面積(100m ² 以上の敷地面積)
	B. 建蔽率/容積率 (正入のないところは無指定)
防火地域の指定	
	防火指定なし (2重枠)
	準防火地域
	防火地域
※ 建築基準法第22条第1項の規定に基づき 居住者の構造制限区域に指定されています。	
都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画高速鉄道

緑 化 地 域	
指定区域	市街化区域全域
対 象	敷地面積300㎡以上における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度 が定められています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出 の窓口は、各総合支所づくり課です。 ※ 多摩川河川敷内の区内全域	
日 影 規 制	
	日影規制時間
	日影規制時間
	日影規制時間
※ 日影規制の適用は、都市計画図上の敷地面積により異なります。	

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画
線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以东)、環状7号線の一部
片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7か
ら馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位
置より20mです。

1:25,000(A2版)

1. 図部表示の地図は、令和7年3月末日現在のものです。

この図部は、「都市計画図部」の一部として作成されています。
【都市計画図部】の「都市計画図部」の図部表示は、都市計画図部に準拠しています。

図部表示の地図は、令和7年3月末日現在のものです。